

むなかた・ふくつAEDステーションに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、迅速な救命処置が可能となる環境を整えるため、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置している事業所（法人その他の団体の事業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を、むなかた・ふくつAEDステーション（以下「ステーション」という。）として認定し、その活用を図ることにより、心肺停止傷病者の救命率の向上及び安心安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

(認定の要件)

第2条 ステーションの認定の要件は、次のとおりとする。

- (1) 宗像地区消防本部の管轄区域内に事業所を有する者であること。
- (2) 前号の事業所内にAEDを1台以上設置し、適正に維持管理していること。
- (3) 営業時間又は公開時間中の緊急時において、誰にでもAEDを速やかに提供できるとともに、AED使用後は事業所の責任において整備することができる体制であること。
- (4) 宗像地区消防本部、宗像市及び福津市の広報紙、ホームページ等でステーションである旨を公表することに同意していること。

(認定の申請)

第3条 ステーションの認定を受けようとする事業所の代表者は、むなかた・ふくつAEDステーション認定申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、宗像地区消防本部消防長（以下「消防長」という。）に申請しなければならない。

(標章等の交付)

第4条 消防長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、当該事業所が認定要件を満たしていると認めたときは、むなかた・ふくつAEDステーション認定証（様式第2号）及びむなかた・ふくつAEDステーション標章（様式第3号、以下「標章等」という。）を申請者に交付するものとする。

- 2 消防長は、前項の規定により標章等を交付したときは、速やかにむなかた・ふくつAEDステーション認定整理簿（様式第4号、以下「整理簿」という。）に必要事項を記載するものとする。

(標章の掲示)

第5条 ステーションの認定を受けた事業所の代表者（以下「代表者」という。）は、標章等を当該事業所の出入口等周囲から見えやすい場所に掲示しなければならない。

(AEDの維持管理)

第6条 代表者は、AEDを適切に維持管理しなければならない。

(変更・辞退に関する届出)

第7条 代表者は、事業所が認定の要件を満たさなくなった場合又は申請書の内容に変更があった場合は、速やかにむなかた・ふくつAEDステーション(変更・辞退)届出書(様式第5号)により消防長に届出なければならない。

2 消防長は、前項の規定による変更又は辞退の届出があったときは、速やかに整理簿の記載を削除又は修正するものとする。

(交付の取消し)

第8条 消防長は、ステーションが次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに標章等を返還させるものとする。

(1) 認定要件を満たさなくなったとき。

(2) 不正な手段により標章等の交付を受けたとき。

(3) その他標章等を交付することが適切でないと消防長が認めたとき。

2 消防長は、前項の規定により標章等を返還させたときは、当該事業所に係る整理簿の記載を削除するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。